

東京都への再要望と都自体の注意

東京都へ平成 27 年 3 月 27 日に続いた「受診妨害防止の要望」と「応急手当一回限定誤解防止の要望」です。東京都の保険制度健全化の責務は国への責任転嫁ではありません。国と連携で都のお座なりの疑問の注意です。そこで都議会の理解と協力を要望し、両問題の正常化の取り組みです。

平成 27 年 6 月 30 日 (火)

東京都議会公明党控室 (談話室)

東京都議会議員

東京都福祉保健局保健政策部国民健康保険課 課長

東京都福祉保健局保健政策部国民健康保険課 区市町村指導係長

協同組合日本接骨師会 会長

協同組合日本接骨師会 事務局

協同組合日本接骨師会 事務局

東京都議会公明党への要望

平成 27 年 6 月 30 日

東京都議会公明党 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

柔道整復師医療受診妨害問題について

東京都国民健康保険課の怠慢注意の要望

要望の趣旨

医療選択の自由に柔道整復師医療の選択も認められています。この妨害注意は行政の責務です。

この度、東京都国民健康保険課に

1. 柔道整復師受診妨害防止対策周知徹底の要望
2. 「脱臼・骨折の応急手当一回限定」の誤解防止の要望

のお願いを行いました。未だに放置のお座なりです。そこで、速かにこの解決を図られるよう所管課の督励を賜るようお願い申し上げます。

要望の理由

この度の二件の要望はいずれも国民患者の医療選択の自由の対象とされる柔道整復師医療選択に対する適正な医療選択を妨害されることとして注意されるものです。この事について、国（厚生労働省）自身の注意の責任と使命があるが、これについては既に国がその不備の反省・是正の取り組みを行っているところであり、これを受けての東京都にあっては第一線の現場の担当者・責任者としてさらに適正対策の

責務が求められるにもかかわらず他人ごとの対応の疑問です。そこで、一日も早い解決を図るため担当者の怠慢注意を賜りますようお願い申し上げます。

添付資料（平成 27 年 3 月 27 日 東京都国民健康保険課提出）

1. 柔道整復師受診妨害防止対策周知徹底の要望
2. 「脱臼・骨折の応急手当一回限定」の誤解防止の要望

本件について、他の公益社団法人東京都柔道整復師会などから「国民の柔道整復師の正しい医療選択が妨害されても文句も無いから良しとすることの疑問の注意です。先きの平成 27 年 3 月 27 日、都に要望の際、（協）日接会の何倍もの公益法人東京都柔道接骨師会からの苦情や要望があるだろうと言ったが、何も無いという回答の「？」です。

また、応急手当一回限定問題についても都として公益社団法人東京都柔道整復師会と東京都国保連合会に対し、「医師の同意」について、未だ「応急手当一回限定」の誤解について、その誤解注意と再発防止措置確認のお願いについて議員を通しての要望です。

東京都福祉保健局保険政策部国民健康保険課への要望

平成 27 年 6 月 30 日

東京都福祉保険局

保険政策部国民健康保険課 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

柔道整復師受診妨害防止対策周知徹底の要望

要望の趣旨

柔道整復師医療選択について、不正保険取り扱い防止対策の誤解防止と、脱臼・骨折の応急手当の取り扱いについて一回限定の誤解防止の周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

要望の理由

医療選択は人権のひとつとして理解され、柔道整復師医療もこの対象とされています。この注意は、たとえ不正保険取り扱い防止対策といえども手段を選ばずの失当注意で、既に厚生労働省もくり返し注意を行っているところです。

また、この度、脱臼・骨折の応急手当の取り扱いについて、「患者の医師受診事情の大事」を無視した「応急手当一回限定問題」がありましたが、この誤解の注意と再発防止周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

なお、本件については平成 27 年 6 月 19 日（金）、厚生労働省担当課とも要望懇談の上、患者の事情の大事について理解賜っているところで、至急連携の程お願い申し上げます。